

平成30年小田原市議会3月定例会

建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
競輪事業に従事する臨時従業員に係る退職手当の支給の流れについて	事 業 課	1
県営農地保全事業 曾我別所地区 位置図	農 政 課	2
県営湛水防除事業 鬼柳地区 位置図		3
小田原特定漁港漁場整備事業等（繰越明許費補正）	水 産 海 浜 課	4
お城通り地区再開発事業について	都 市 計 画 課	5
地籍調査事業位置図	土 木 管 理 課	6
準用河川塔台川 平面図（羽根尾地内）	道 水 路 整 備 課	7
市道2246・2688 平面図（栄町・中町地内）		8
市道0038都市計画道路穴部国府津線取付道路 平面図（蓮正寺地内）		9
市道2521・2694 平面図（久野地内）		10
加圧給水ユニット更新工事請負費について	み どり 公 園 課	11
小田原市都市公園条例の一部を改正する条例について		12
市営浅原住宅の敷地明渡し等の請求による「訴えの提起」対象者一覧	建 築 課	14

平成30年 2 月 2 3 日

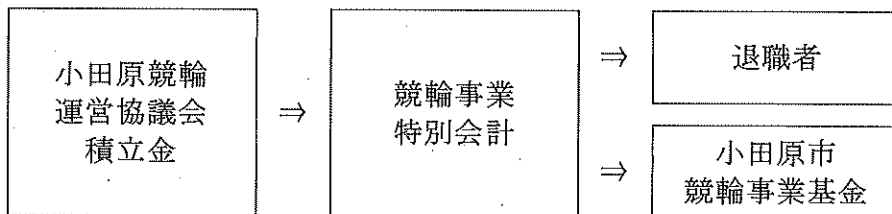
競輪事業に従事する臨時従業員に係る退職手当の支給の流れについて

本市競輪事業に従事する臨時従業員の退職手当については、小田原競輪場を借り上げて施行していた借上施行者（神奈川県競輪組合等をいう。以下同じ。）の負担分と合算して支給する必要があったため、従前から、競輪の円滑な運営を図る目的で本市、借上施行者及び競輪関係団体により組織された「小田原競輪運営協議会」に対する分担金を財源に、同協議会が離職者に対して支給してきたところである。

今回、小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例の施行により、臨時従業員に支給する退職手当については、競輪事業特別会計から給与として支出することとなり、次のとおり会計上の処理を行うものである。

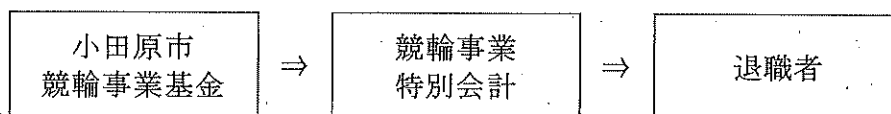
1 平成30年3月末（3月補正）

小田原競輪運営協議会に積み立てていた全臨時従業員に係る離職せん別金相当額について、全額、競輪事業特別会計補正予算の歳入予算に計上するとともに、平成29年度末に退職する臨時従業員の退職手当について所要額を計上し、その残余を競輪事業基金に積み立てることとする。

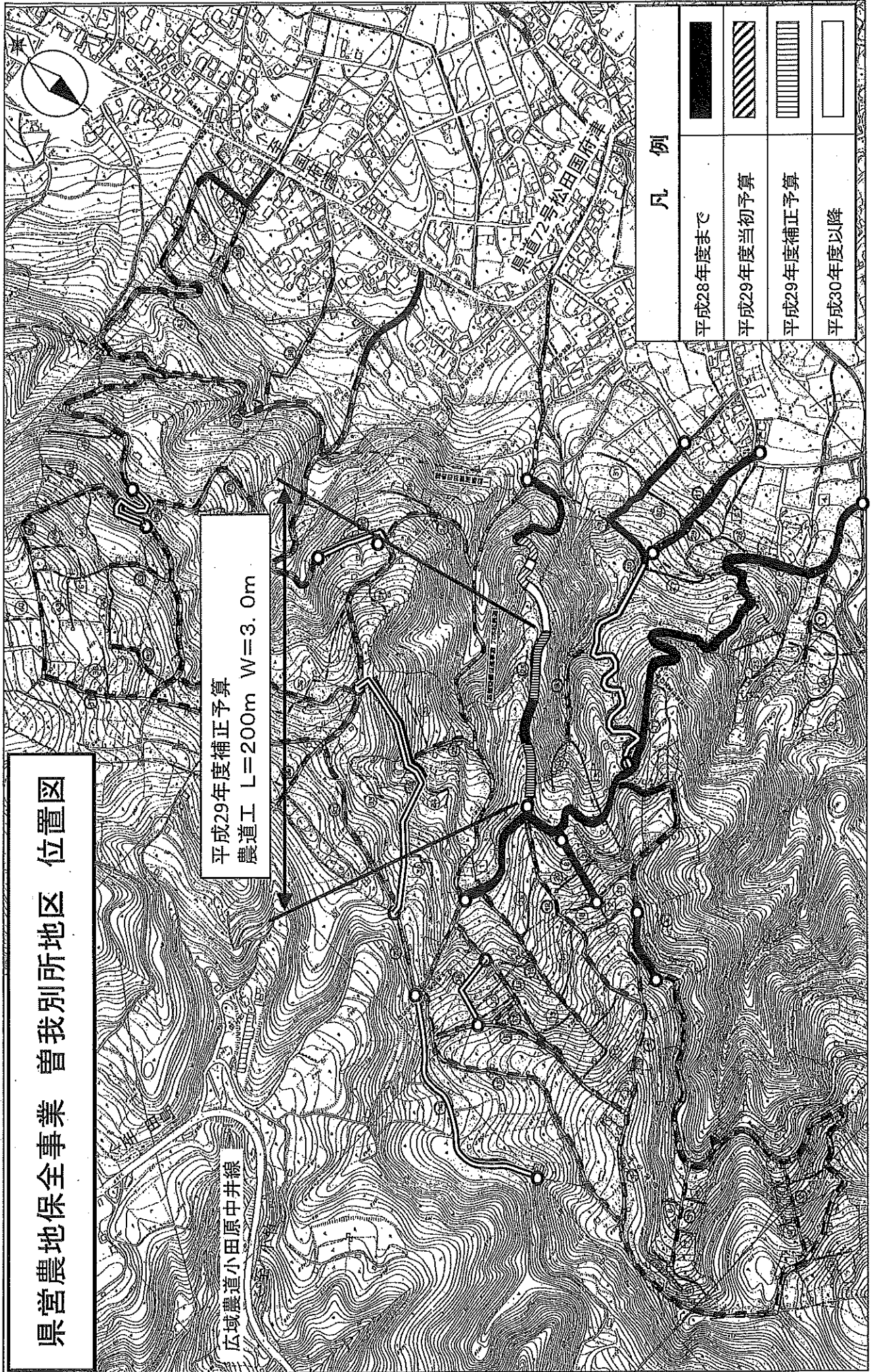


2 平成30年4月以降

平成30年度以降の臨時従業員の退職手当については、当該退職手当に相当する額を競輪事業基金から取り崩して競輪事業特別会計に繰り入れた上で、これを財源に歳出予算を計上することとする。



県営農地保全事業 曾我別所地区 位置図



平成29年度補正予算
農道工 L=200m W=3.0m

広域農道小田原中井線

凡 例	
平成28年度まで	
平成29年度当初予算	
平成29年度補正予算	
平成30年度以降	

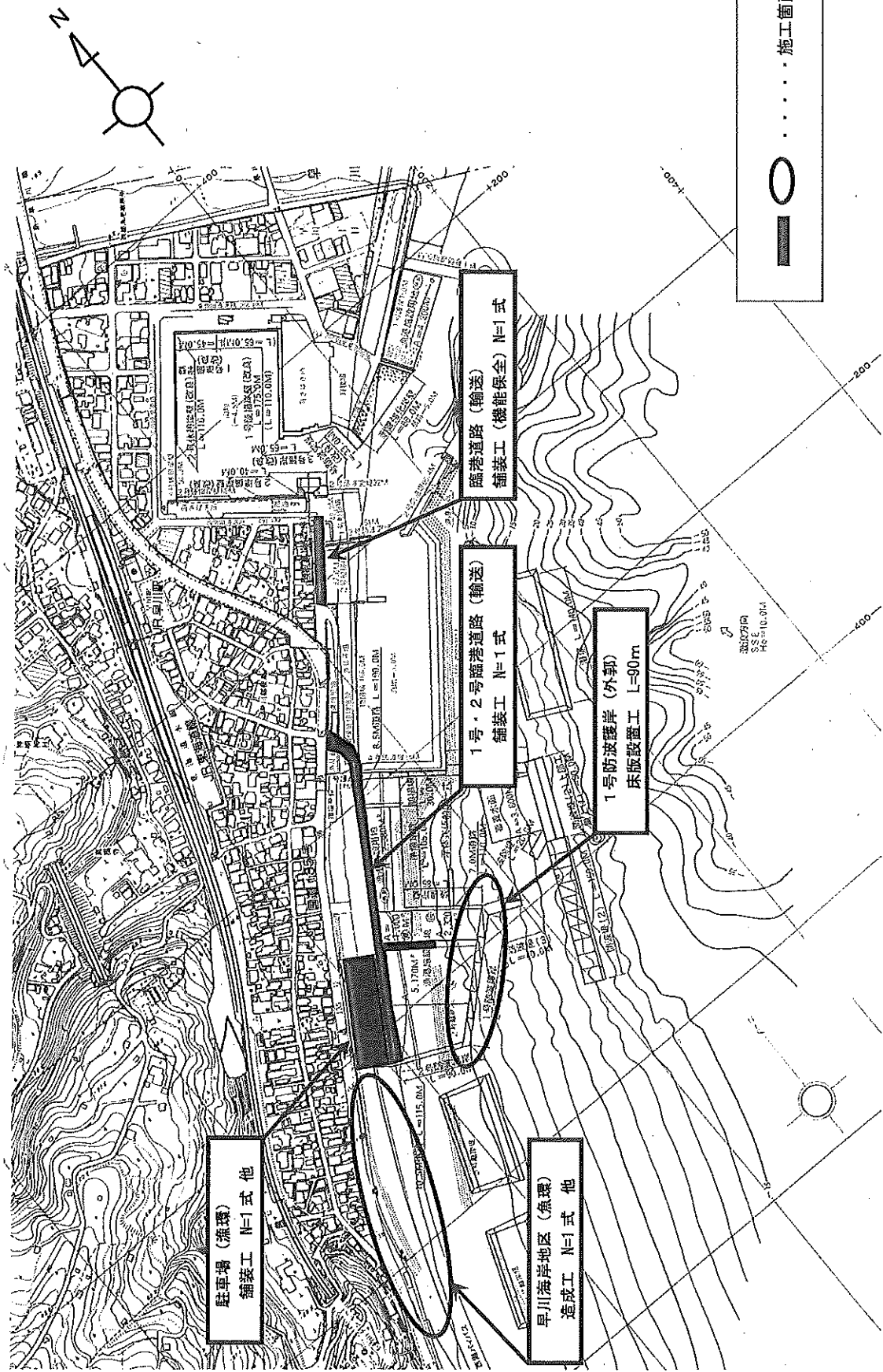
県営湛水防除事業 鬼柳地区 位置図



平成29年度補正予算
水路工 L=75m W=3.5m

凡 例	
平成28年度まで	
平成29年度当初予算	
平成29年度補正予算	
平成30年度以降	

小田原特定漁港整備事業等(繰越明許費補正)



款	項	事業名	金額
農林水産業費	水産業費	小田原特定漁港整備事業	21,289千円

お城通り地区再開発事業について

【広域交流施設ゾーンの事業用地について】

1 一部事業用地の売払い

広域交流施設ゾーン事業用地（北側）の一部について、隣地所有者から駐車場の建設用地確保のため取得したいとの申出があり、広域交流施設の建設に支障がないことや、駅前の各施設間の回遊性の向上に寄与することから、当該用地を売払う。

土地売払箇所（栄町一丁目625番21）

面積：204.81㎡

予算額：159,629千円

2 事業用地の買戻し

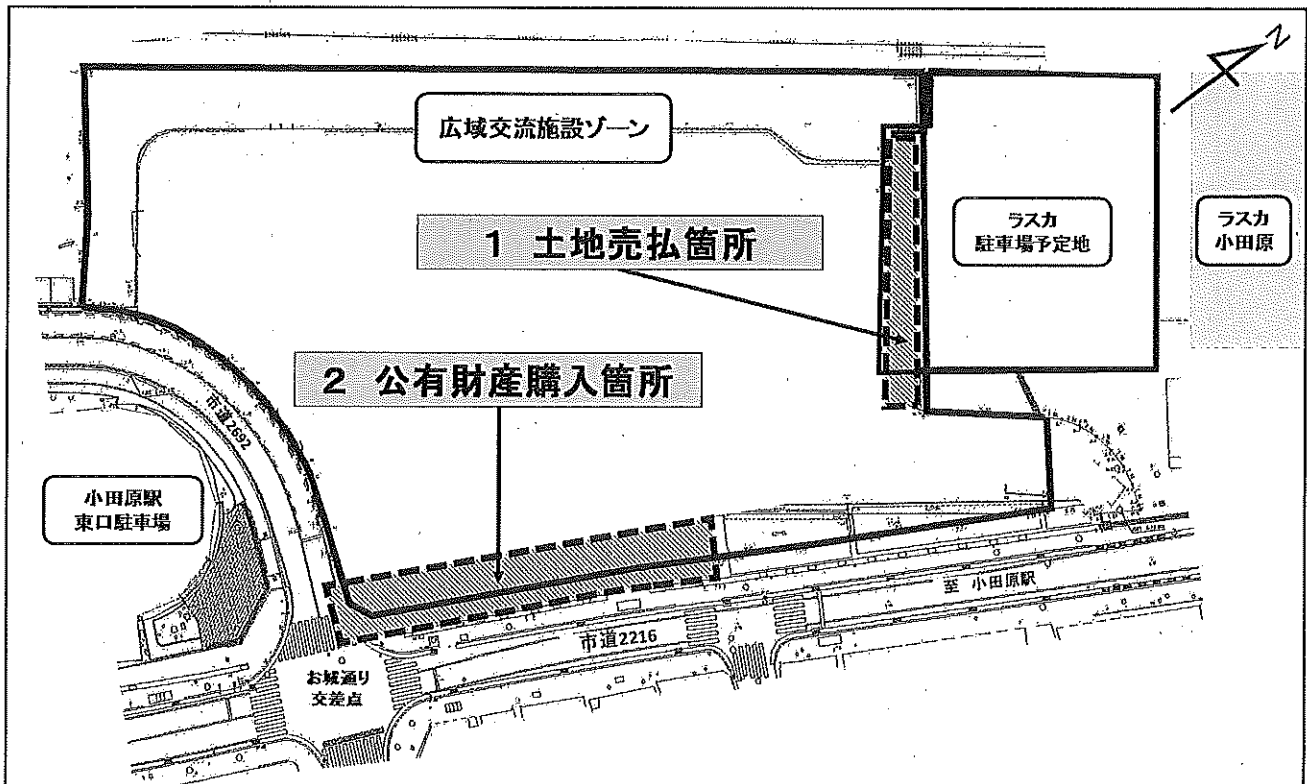
広域交流施設ゾーンの事業化に伴い、平成24年度に公共用地先行取得事業特別会計にて先行取得した事業用地（東側）について、買戻しを行う。

公有財産購入箇所（栄町一丁目638番1、638番7）

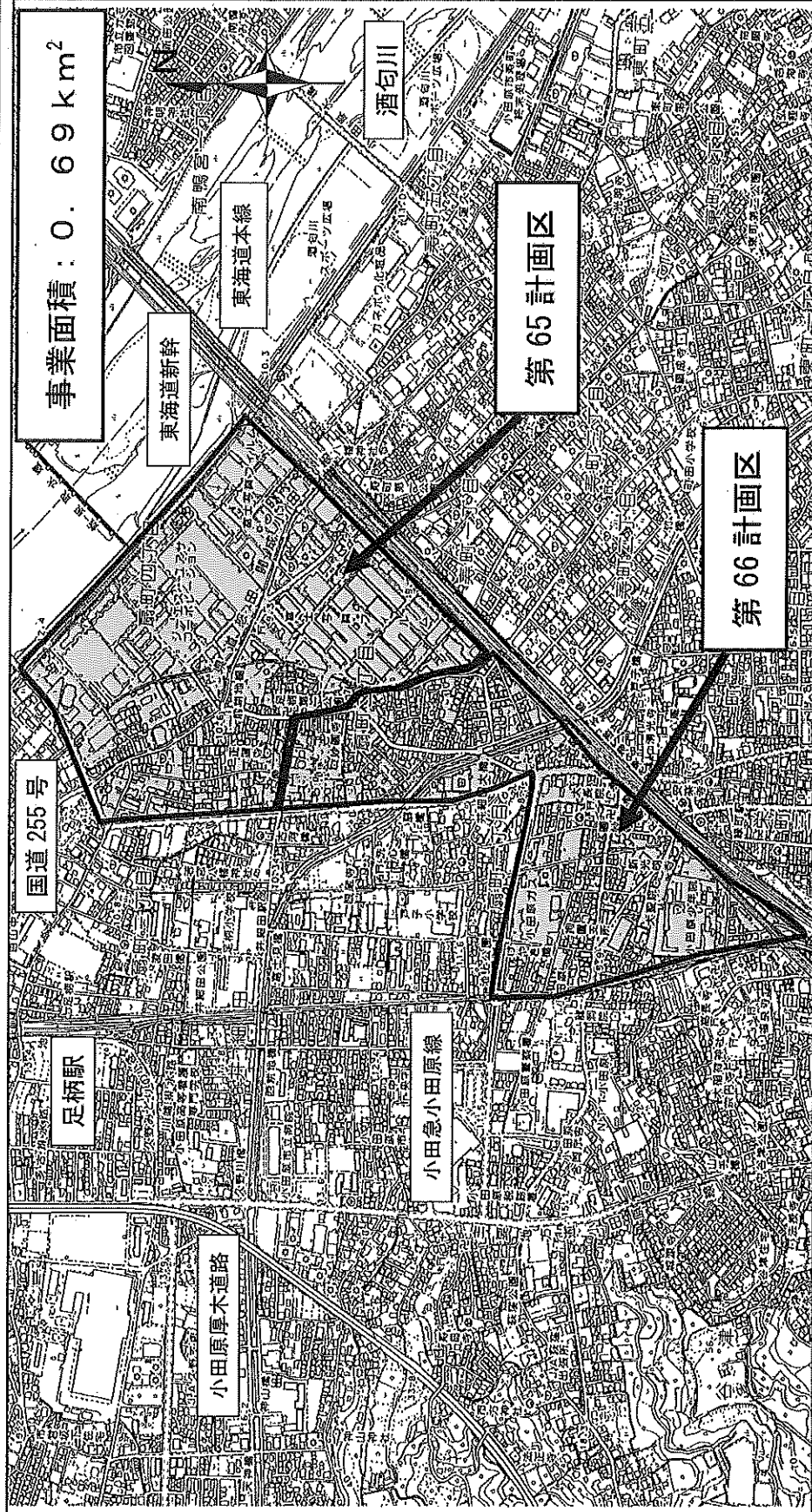
面積：485.20㎡

予算額：123,900千円

3 位置図



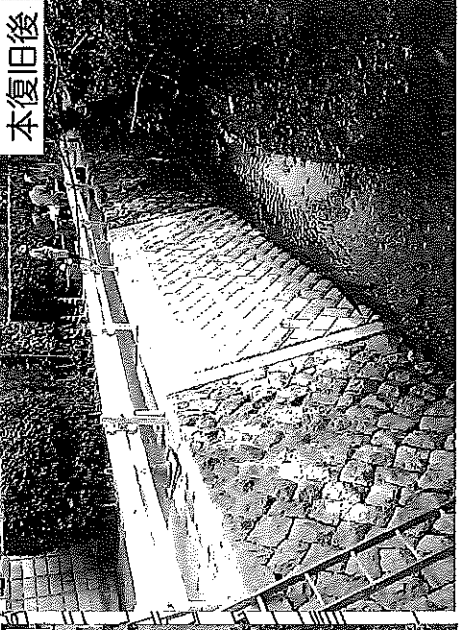
地籍調査事業位置図



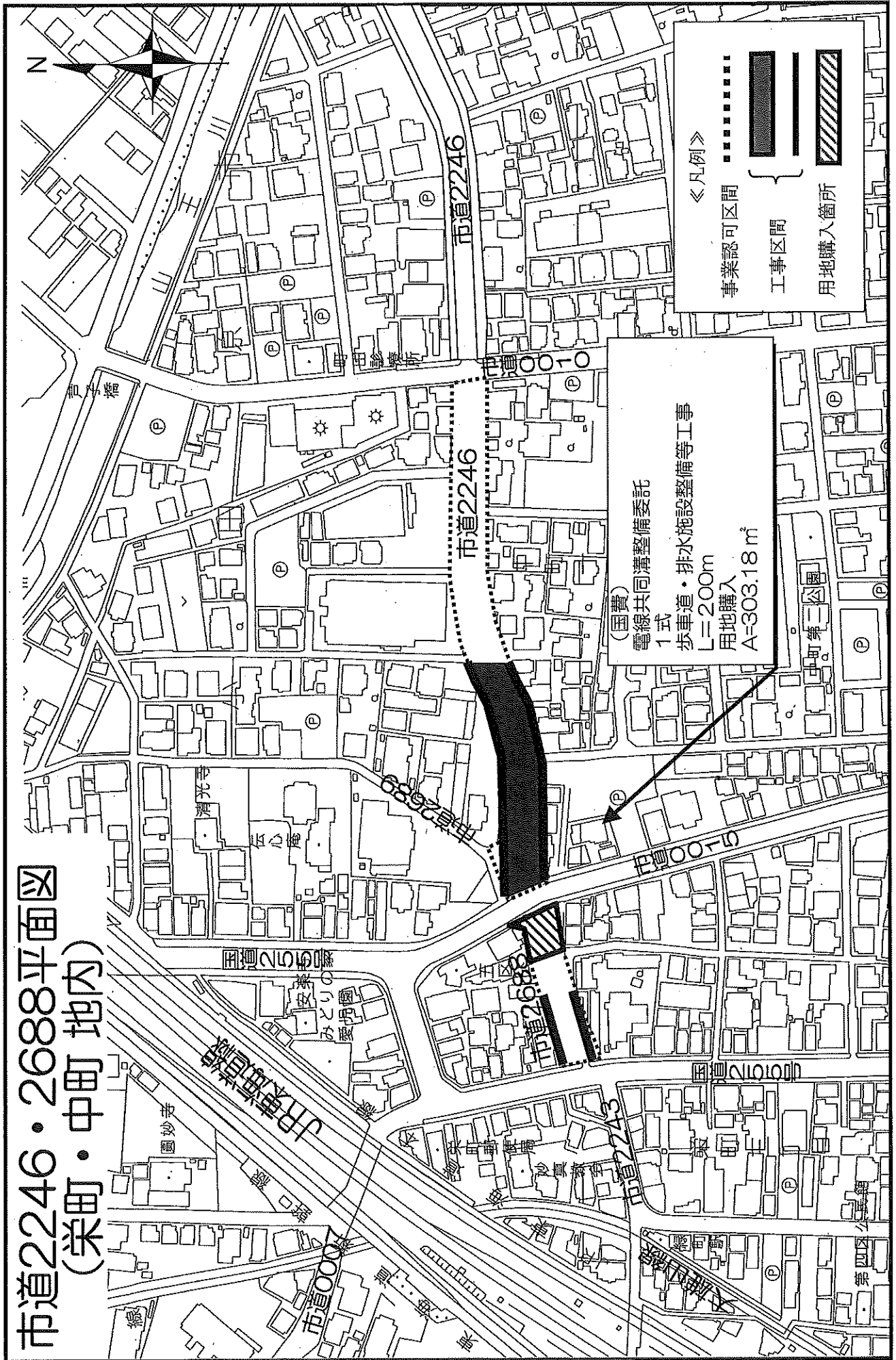
第65計画区 事業面積：0.40 km² (扇町二丁目、四丁目の各一部)
 第66計画区 事業面積：0.29 km² (扇町一丁目、二丁目、三丁目の各一部)

準用河川塔台川 平面図 (羽根尾地内)

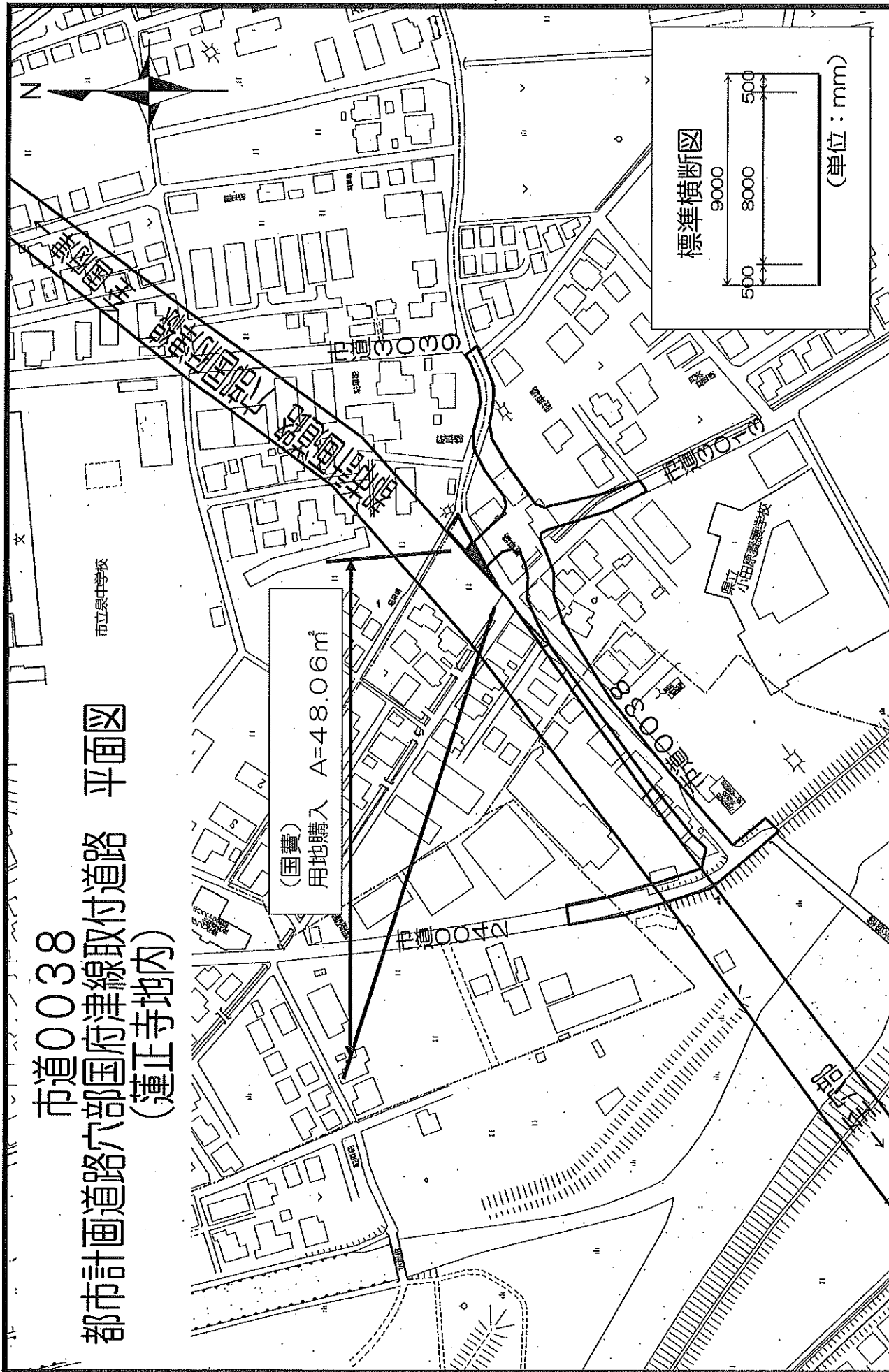
- 災害年月日
平成29年10月23日 (台風21号)
- 工事概要 復旧延長L=7.8m
(本復旧工事)
コンクリートブロック積工 A=25 m²ほか
(応急仮工事)
大型土のう工 N=22 袋ほか

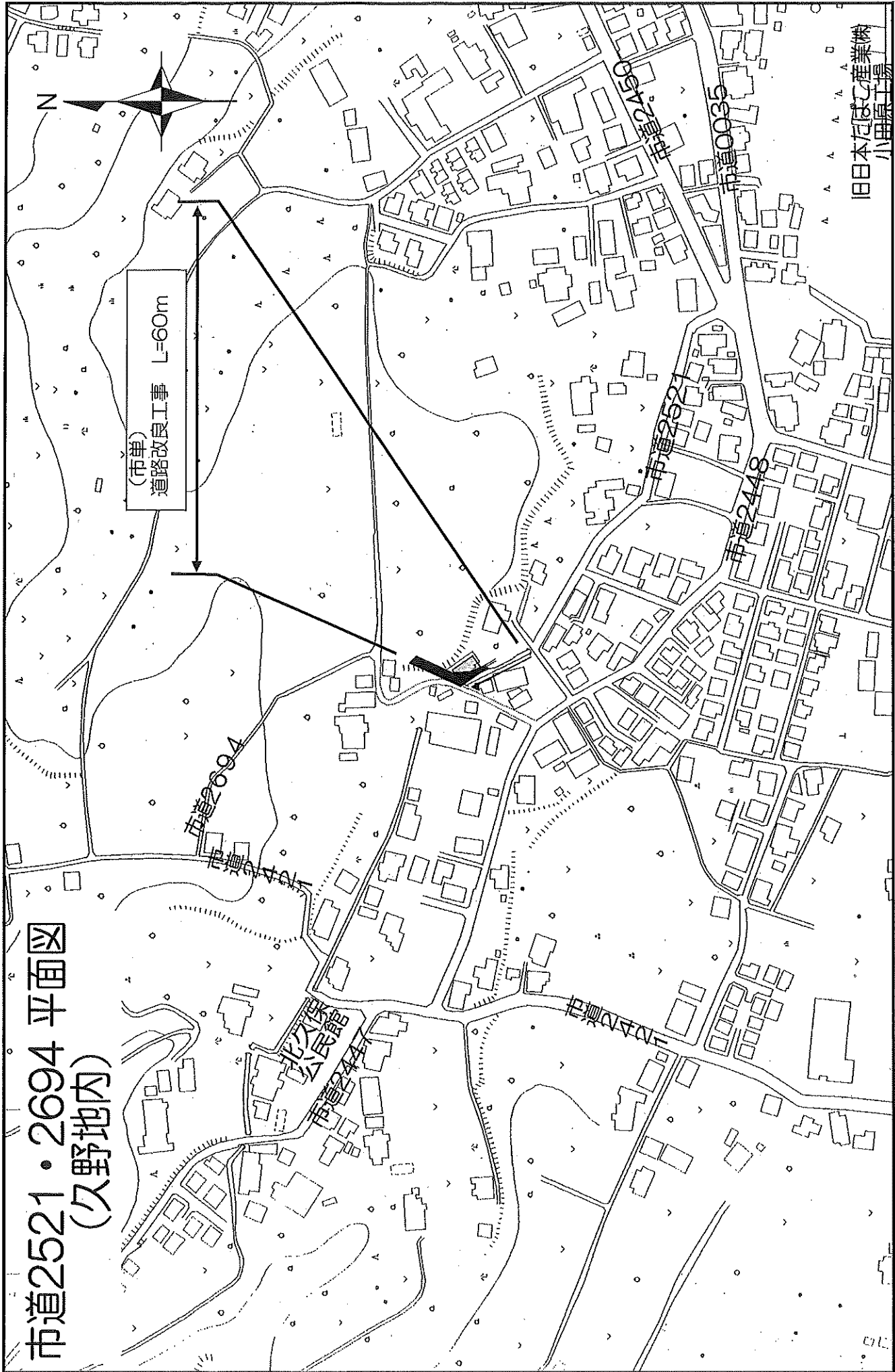


市道2246・2688平面図 (栄町・中町 地内)



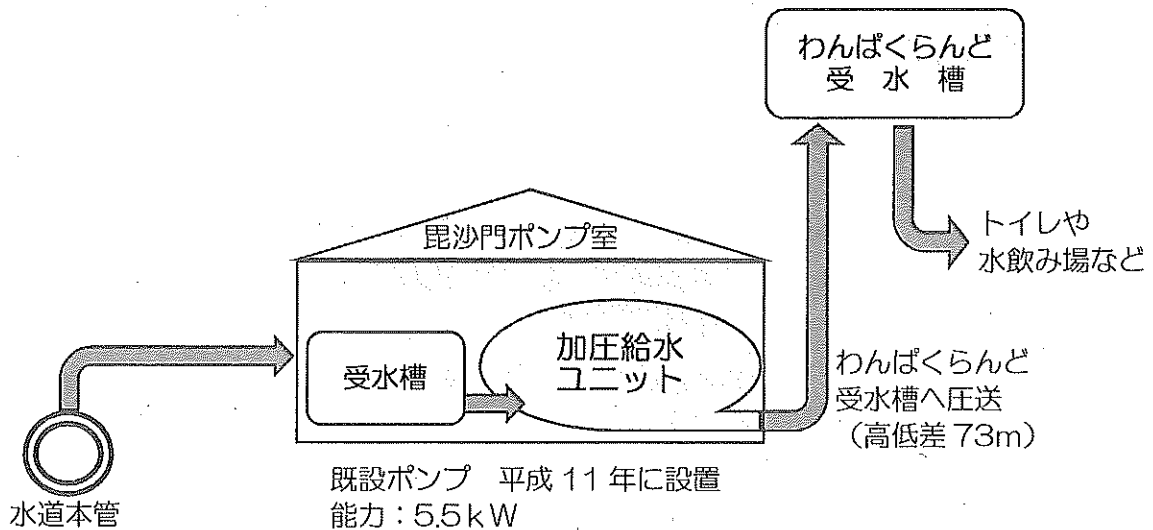
市道0038
 都市計画道路穴部国府津線取付道路 平面図
 (蓮正寺地内)





加圧給水ユニット更新工事請負費について

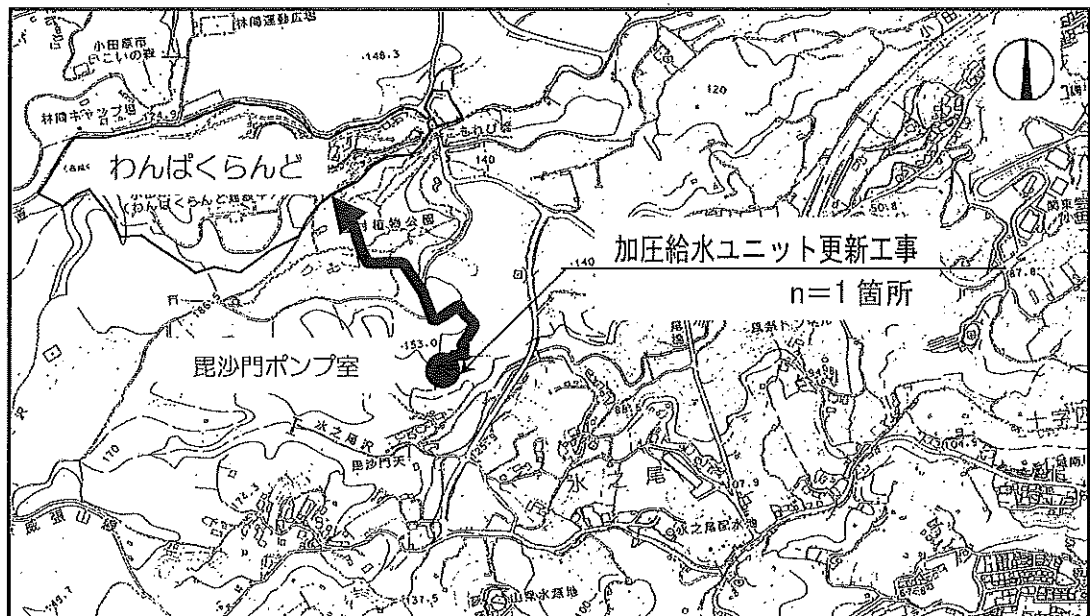
1 給水の仕組み



2 加圧給水ユニット更新工事の内容

装 置	工 事 内 容
加圧給水ユニット 1基 (能力: 7.5 kW)	交 換 (工期: 約 4 箇月)

3 位 置 図



<参考> 小田原こどもの森公園わんぱくらんどの概要

・供 用 開 始: 第1期 平成12年4月29日

第2期 平成22年4月1日 (全面開園)

・来園者数の推移: 平成22年度 約35万人 → 平成28年度 約43万人

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 経緯

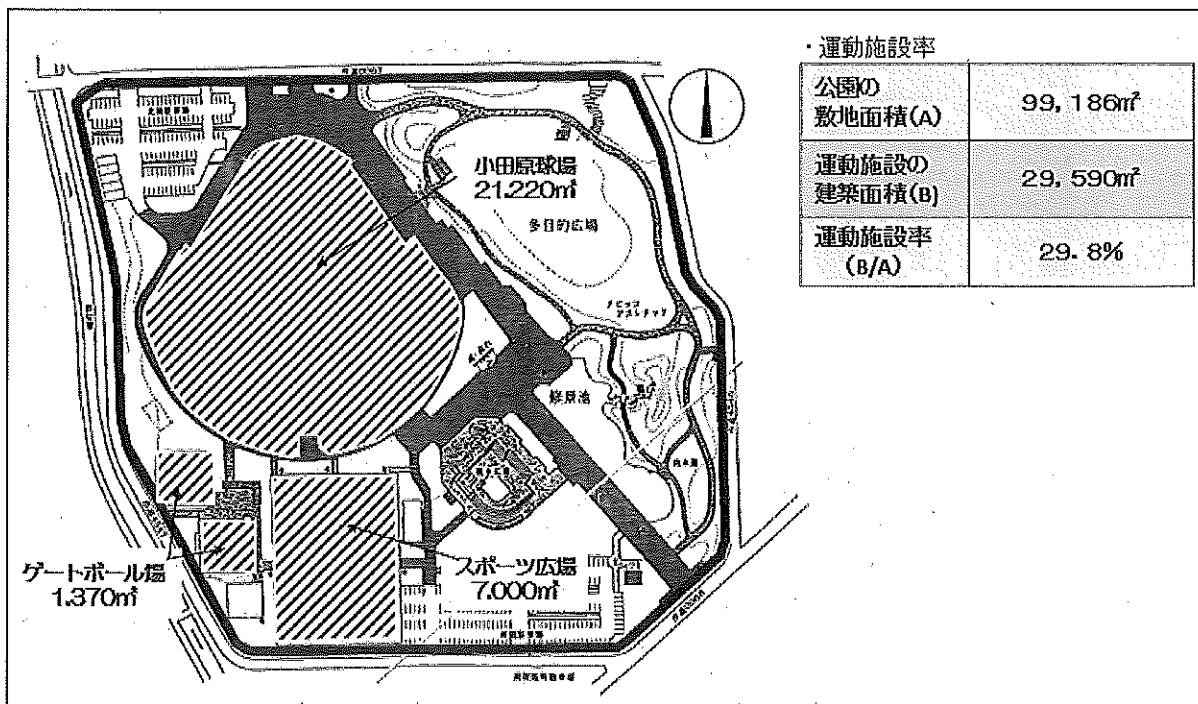
- 都市公園は一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、都市公園法施行令において、運動施設率は100分の50を超えてはならないと定められていた。
- 一方で、一律の基準として規定していることにより、例えば、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修が困難となる事例が生じていた。
- このため、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設率の基準については、100分の50という従来からの基準を十分に参酌した上で、地域の実情に応じて、当該地方公共団体が自ら条例で定めることとなった。

2 本市都市公園の運動施設の状況

- 本市の都市公園のうち、運動施設を有する公園は、次の2公園である。

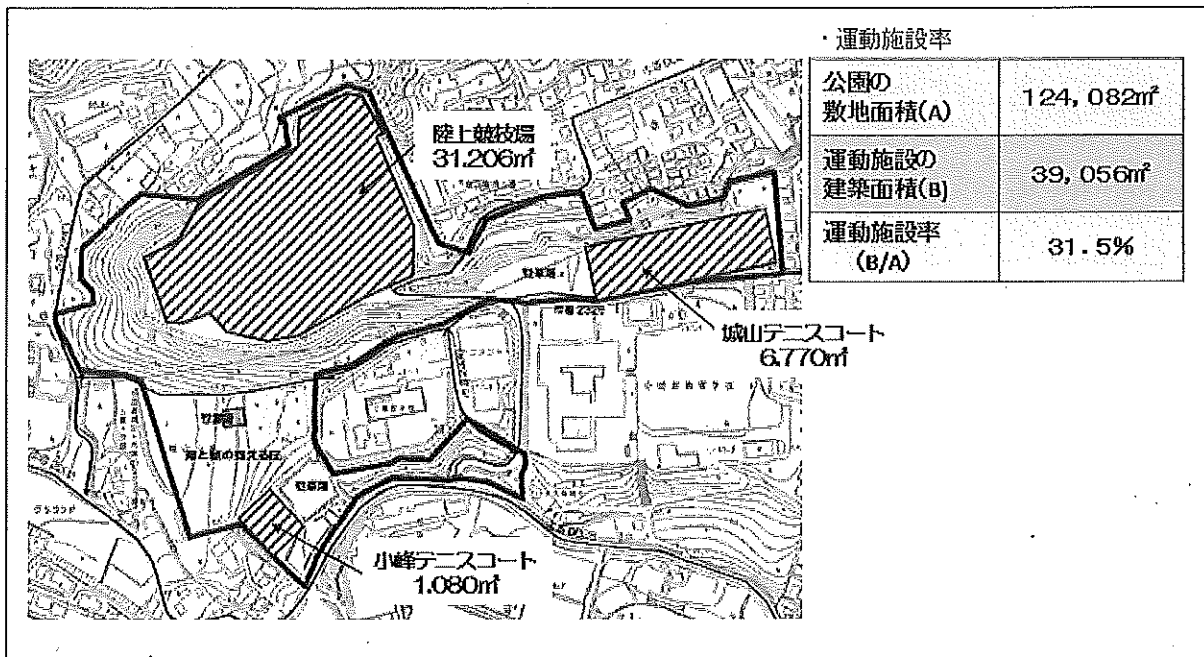
(1) 上府中公園

- ・平成2年に開設。現在の運動施設率は29.8%。
- ・運動施設の面積が著しく増加する改修の予定はない。



(2) 城山公園

- ・昭和33年開設。現在の運動施設率は31.5%。
- ・運動施設の面積が著しく増加する改修の予定はない。



3 条例で定める運動施設率

- 上府中公園及び城山公園の2公園は、従来の運動施設率(50/100)を前提として、当該都市公園の全体計画等に基づき運動施設を配置し、管理運営している。
- これらの運動施設は現在のところ、当該施設の敷地面積を著しく大きくするような改修の予定はない。
- ついては、条例で定める運動施設率は、従来の運動施設率(50/100)とするものである。

市営浅原住宅の敷地明渡し等の請求による「訴えの提起」対象者一覧

対 象 敷 地	対 象 物	対 象 者
市営浅原住宅 来客者用駐車場	車両番号 湘南 480 こ 8727 スズキアルト	荒井 あけみ
	車台番号 MC22S-708180 スズキワゴンR ほか	荒井 一也

